

2023 年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2023 年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

2023 年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託

(4) 履行期限

2024 年 3 月 22 日（金）

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所

(6) 業務対象位置

旧上瀬谷通信施設が存する瀬谷区北町、瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町及びその周辺地区（国際園芸博覧会の会場区域は、旧上瀬谷通信施設約 248.5ha のうち、南側を中心に約 100ha 程度）。



位置図

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」が設立され、2022年12月に「公益社団法人」として認定された。

2027年3月の開催に向け、協会では、本博覧会の会場整備や運営等の検討を進めており、2023年1月に「2027年国際園芸博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、公表した。

本業務では、横浜市環境影響評価条例に基づいて、国際園芸博覧会に係る環境影響評価準備書の手続支援を行うとともに、環境影響評価書案の作成等を行うものです。

○参考：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kihonkeikaku.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

(2) 留意事項

- ア 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。
- イ 関係する他業務との連携を図ること。特に、会場計画、建築計画、ICT計画、交通計画、展示計画、会場設計、輸送アクセス、植物計画、植物監理、会場運営、持続可能性等との連携を密にとること。
- ウ 全ての業務内容は、協会が提示する予算を基準に検討し、課題を整理した上で具体的な提案を行うこと。
- エ 発注者提供のGIS、CAD、写真等のデータについては、次を厳守すること。
 - (ア) 目的外利用及び第三者への提供を行わないこと。
 - (イ) 利用は履行期間内とすること。また、履行期間後5日以内に発注者に返却すること。
 - (ウ) 貸与データの管理は責任をもって行なうものとし、万が一、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合には、直ちに発注者へ連絡すること。
- オ 発注者提供以外のデータ（国、県、市町村、その他の民間業者等が所有するデータ、インターネット上のデータ等、発注者以外の所有する全てのデータのこと）の取得、データの加工作業等が必要な場合には、発注者に確認を取ってから作業をおこなうこと。
- カ 発注者提供以外のデータを取得、データの加工作業等をする場合には適切な事務処理をおこな

うこと。

キ 業務上、現地を訪れる際には、事前に発注者と調整し、現地を訪れる概ね一週間前に改めて、発注者に連絡すること。

ク 上記にかかる事務的な処理は日時、場所、関係者、主な内容等の記録を作成すること。

ケ 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

3 業務内容

(1) 準備書の手続支援業務

以下のアからオの手順に従い、準備書（要約書及び概要版も含む）の手続き支援を行うこと。

ア 事業計画の更新等に伴う準備書案の整理、更新

発注者が整理した準備書案について、事業計画の更新や環境影響評価における事業内容修正届出手続きに伴い、更新の要否を整理する。整理結果を踏まえ、環境影響評価項目の予測、評価等の更新を行う。更新に伴い、確定した準備書を発注者の指示のもと、横浜市長に送付する。

イ 準備書の送付等

準備書は横浜市長へ送付し、準備書についての公告・縦覧、インターネットの利用による公表及び意見書の提出を受け付けるため、その手続支援を行うこと。

また、準備書の内容に関する説明会を行うため、その支援を行うこと。

(ア) 説明会の周知

準備書の概要リーフレット（説明会開催のお知らせ・概要及び縦覧のお知らせ）の作成及び各戸配布（約 22,000 戸を想定）を行う（封筒への封入なし）。

(イ) 説明会の開催

説明会資料の作成（ホームページ掲載用の簡易な動画作成含む）、説明会の出席（4回を予定。事業者側説明補助（登壇）、説明会運営補助 2 名）及び開催時補助（手話通訳派遣）、議事録の作成等とする。

(ウ) 説明会開催結果報告書の作成

説明会での意見の概要と当該意見に対する回答を記録し、説明会開催結果報告書として取りまとめる。

ウ 横浜市環境影響評価審査会対応（市民からの意見聴取含む）

準備書について、横浜市環境影響評価審査会において審査を受けるに当たり、説明資料を作成するとともに、審査会に出席の上、対応支援を行うこと（8回を想定）。

また、資料作成にあたっては、協会内関係課との調整資料（図面等含む）についても、発注者の指示のもと作成すること。

エ 準備書に対する市民からの意見の整理

準備書に対して市民等から意見書が出された場合には、項目ごとに区分して整理し、同趣旨のものは取りまとめて概要を作成すること。

オ 準備書に係る横浜市長意見に対する事業者の見解案の作成

準備書に対して、横浜市長から提出された意見について、事業者としての見解案を作成すること。

(2) 評価書案作成支援業務

横浜市環境影響評価技術指針に従い、以下のアからチの項目を踏まえた評価書案（要約書及び概要版も含む）について、準備書の手続き状況を踏まえて作成すること。

- ア 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項
- イ 対象事業の計画内容
- ウ 地域の概況及び地域特性
- エ 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- オ 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
- カ 環境影響評価の予測及び評価
- キ 環境の保全のための措置
- ク 環境影響の総合的な評価
- ケ 事後調査の実施に関する事項
- コ 対象地域
- サ 準備書に対する意見、見解等
- シ 審査会に提出した資料等
- ス 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- セ 方法書に対する意見、見解等
- ソ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- タ その他環境影響評価に必要な事項
- チ 資料

(3) 関連事業における環境影響評価との調整

関連事業（土地区画整理事業及び公園整備事業）についても、同時に環境影響評価の手続を進めているため、横浜市の関係部署と連携しながら、本事業も含めた3事業を総合した環境影響評価の検討を行うこと。

(4) 打合せ及び資料作成

打合せの回数は進捗確認に関して、契約時、中間、成果品提出時の3回を基本とするが、事業者内調整等の本業務を遂行するうえで必要と判断した場合には、適宜、進捗に関する打合せを行う。

また、本業務の内容に関して横浜市の関係部署及び関係機関等との打合せ及び協議等を行う場合は、協議資料の作成及び打合せに出席すること（3回を基本とする）。

(5) 成果品報告書の作成

(1) から (4) についてとりまとめ、報告書の作成を行う。

4 印刷製本

以下の資料の印刷及び製本を行う。また、成果品の作成にあたり、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。なお、「横浜市の電子納品要領・基準等」に基づく電子納品は不要とする。

- ・ 準備書概要リーフレット（説明会配布、周知用） 26,000 部
- ・ 準備書（A4 版くるみ製本） 85 部

- ・準備書【要約版】(A4版くろみ製本) 85部
- ・準備書【概要版】(A4版くろみ製本) 40部
- ・準備書及び要約版【ウェブ公表用の電子データ】(CD版) 15部

5 成果品

本委託業務の完了時は、成果品として次の図書等を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたり、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

- ・報告書(A4版くろみ製本) 3部
- ・調査に関して作成した原稿、図面、データ(Excel又はWordで扱える形式とし、CD-ROM等で提出)等 一式
- ・その他、発注者が必要と求める関係資料 一式
- ・打合せ議事録 一式
- ・成果品のすべては、発注者の所有とし、受注者は発注者の承認を受けずに使用及び公表してはならない。
- ・成果品の納入先は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会とする。

6 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案(2018年3月)
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書(2019年7月)
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書(2020年2月)
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画(2020年3月)
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書(2021年5月)
- カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)(2021年6月)
- キ 2027年国際園芸博覧会基本計画(2023年1月)

(2) 環境関連の条例等

参考図書は次のとおりとするが、最新の資料を参考にすること。なお、改正などがあった場合には発注者に確認するものとする。

- ・横浜市環境影響評価条例
- ・横浜市環境影響評価条例施行規則
- ・横浜市環境配慮指針
- ・横浜市環境影響評価技術指針
- ・環境影響評価に関する図書等の公表に係る実施要領
- ・横浜市の環境影響評価制度～図書作成ポイント等～(令和3年11月)
- ・本園芸博覧会に関する資料
- ・環境省レッドリスト等の各種リストの基準最新版
- ・その他、発注者が指定したもの

(3) 関連事業

- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

7 その他

- (1) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (4) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (5) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (6) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (7) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (8) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (9) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。